

国民健康保険税についてのお知らせ

令和元年度 納税通知書は、7月11日発送予定です。

国民健康保険（以下、国保）は、皆さんの健康と暮らしを守るための制度です。病気やケガをしたときの医療費、赤ちゃんを出産したときの出産育児一時金、国保加入者が亡くなったときの葬祭費の支給にあてられる大切な財源となる国民健康保険税は、自分や家族だけでなく皆さんの健康を支えています。安心して医療を受けられるようにするため国民健康保険税は必ず納期限内に納めましょう。

◎国民健康保険税の納期は、7月から翌年2月までの年8回です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収	特徴		特徴		特徴		特徴		特徴		特徴	

※普通徴収は、月末が納期限となります。ただし、納期限が土・日・祝日の場合はその翌日となります。12月は25日が納期限となります。

◎社会保険などの被用者保険の被扶養者だった方の国民健康保険の減免期間が一部見直されます。均等割額と平等割額について、4月から減免対象期間が国保加入日の属する月より2年間に改正されました。

	減免の期間・内容	
	改正前	改正後（4月以降）
所得割額・資産割額	全額減免（当分の間）	全額減免（当分の間）
均等割額	5割軽減（当分の間）	5割軽減※加入日より2年間
平等割額	5割軽減（当分の間） （旧被扶養者のみの世帯の場合）	5割軽減※加入日より2年間 （旧被扶養者のみの世帯の場合）

※すでに資格取得中（減免）の方も対象となるため、減免対象から除外される場合もあります。

◎納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◎その他

災害など特別な理由による減免や非自発的失業者の保険税の軽減などの詳細は、納税通知書に同封される国民健康保険税のパンフレットをご覧ください。

問 市保険年金課 保険税係
☎ 34-0381

後期高齢者医療制度について

8月1日から保険証（被保険者証）が新しくなります。新しい保険証は7月下旬までに届くよう簡易書留で郵送します。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しています。市町村は、保険料の徴収や保険証の交付、申請の受付など窓口業務を行います。

◎令和元年度後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、定額の「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計が個人単位で計算され、年金からの差し引き（特別徴収）、または市役所から送付される納付書（普通徴収）により納めていただきます。皆さんに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに制度を運営するための大切な財源となります。

均等割額 39,500円	+	所得割額（総所得金額等一基礎控除33万円） ×8.00%	=	1年間の保険料額 （100円未満切り捨て）
-----------------	---	---------------------------------	---	--------------------------

※保険料額の賦課限度額（上限）は、62万円です。 ※世帯の所得水準により、均等割額が軽減される場合があります。

◎後期高齢者医療保険料の軽減措置が変更となります。主な変更内容は以下のとおりです。

・均等割額の軽減について 保険料均等割の軽減措置について見直しがあり、軽減割合が変更されます。

対象者の所得要件	均等割額の軽減割合	
	平成30年度	令和元年度
同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（そのほか各種所得がない場合）	9割	8割

・社会保険などの被用者保険の被扶養者だった方の保険料の軽減について

資格取得の前日に被用者保険（協会けんぽ、企業の健康保険など）の被扶養者であった方の均等割額の軽減が変更されます。所得割額は引き続きかかりません。

	平成30年度	平成31年4月以降
被用者保険の被扶養者であった方	均等割額の5割軽減	資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額を5割軽減

※詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



問 市保険年金課 医療福祉係
☎ 34-0382

結城市職員採用試験について

令和元年度結城市職員採用試験（令和2年4月1日採用）を次のとおり実施します。

1 採用予定人員および受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
事務	7人程度	・平成2年4月2日以降に生まれた人
保育士	若干名	・昭和55年4月2日以降に生まれた人 ・保育士の資格を有する人または令和元年度中に取得見込みの人
保健師	若干名	・昭和55年4月2日以降に生まれた人 ・保健師の免許を有する人または令和元年度中に取得見込みの人
福祉	若干名	・昭和60年4月2日以降に生まれた人 ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人または令和元年度中に取得見込みの人

※上記共通で、高等学校以上の学校を令和2年3月31日までに卒業した人または卒業見込みの人

2 試験日程など

- 第1次試験 9月22日(日)
- 試験会場 結城市民情報センター
- 受付期間 7月1日(月)から8月9日(金) ※当日消印有効
- 申込方法 所定の受験申込書に必要事項を明記し、結城市役所総務課人事係まで持参または郵送により申込みください。※詳細は「結城市職員採用試験（案内）要項」を確認してください。要項および受験申込書は、総務課人事係窓口で入手するか、またはホームページからダウンロードしてください。
- 申込・問合せ先 〒307-8501 茨城県結城市大字結城1447番地
結城市役所 総務課人事係 TEL 0296-34-0403（直通）
（土・日・祝日、正午～午後1時除く。）

あなたの挑戦を
待ってるっ!!



ホームページ



新庁舎イメージ